

京都府丹後文化会館 友の会規約

(名称)

第1条 この会は、「京都府丹後文化会館 友の会」(以下「友の会」という。)といたします。

(目的)

第2条 この会は、公益財団法人京都府丹後文化事業団(以下「事業団」という。)が行う文化芸術事業に身近に親しんでいただき、京都府丹後文化会館を拠点とした地域の文化振興、発展に寄与する事を目的とします。

(事業)

第3条 友の会は、前条の目的のため次の事業を行います。
(1)公演情報の提供(2)その他、友の会の目的を達成するために必要な事業

(事務局・所在地)

第4条 1.友の会に関する事務取扱い、会計及び決定事項は、事業団事務局が行います。
2.代表者及び出納員は、事務局長の職にあるものをもって宛て、現金取り扱いは事務局長がこれを任命又は委嘱する。
3.この会を次の所在地に置きます。
京丹後市峰山町杉谷1030番地 京都府丹後文化会館内

(会員・会費・特典)

第5条 1.会員とは、前条の目的に賛同し、本契約を承認のうえ、事務局が定める申込み手続きをした個人をいいます。
2.会員の年会費は、1,000円とします。
3.会員は、次の特典を受けることができます。
(1)別に指定する公演等の入場券の先行予約
(2)事業団の主催する公演の入場券の割引(ただし、一部公演を除く)
(3)公演情報等の送付
(4)その他事務局が必要と判断したもの
4.一旦お支払い頂いた会費は、いかなる場合でもお返しできません。

(会員の有効期限)

第6条 会員の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(会員証)

第7条 1.会員には、会員証を発行します。
2.会員が会員証を紛失したり、または盗難にあった場合には、直ちに事務局に届け出るものとします。
3.会員が会員証を紛失したり、または盗難その他の事由により会員または、当会館に損害が生じた場合、会員がその損

害の責任を負うものとします。

(届出事項の変更等)

第8条 1.会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合は、直ちに事務局まで届け出るものとします。
2.前項の届け出がない場合、事務局からの通知その他のものが遅延し、または到着しなかったとしても会員は異議を申し立てられません。

(退会等)

第9条 1.会員は、退会を希望する際には事務局に届け出るものとします。
2.会員が虚偽の申告を行う、支払を怠る、本規約に違反するなど、その他運営上支障があったと事務局が認めた場合には、会員資格を取消すことが出来るものとします。

(規約の変更)

第10条 本規約を変更する場合は、事務局から会員に通知します。

(設立年月日)

第11条 本会の設立年月日は平成26年3月10日とする。

附則 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

